

「学習活動支援者」への傷害保険について

1 対象

- ・市立園・学校の教育課程における全ての学習活動支援者

2 補償内容

- ア 死亡 1名につき 2,000,000 円
- イ 後遺障害 1名につき 2,000,000 円
- ウ 入院日額 1日につき 3,000 円
- エ 通院日額 1日につき 2,000 円
- オ 適用 活動中の事故（自宅と活動場所の往復中での事故を含む）
- カ 備考 ※補償人数 70 名（1日あたりの保険契約上の最高人数）
※補償日数 1年間

令和5年度

取扱損害保険会社

三井住友海上火災保険株式会社

取扱代理店

株式会社フクリ企画サービス

電話 011-221-1031

担当：藤坂、根田

「学習活動支援者」への傷害保険の御案内

傷害保険の内容（こんな場合に保険金をお支払いします。）

傷害死亡保険金 「学習活動の支援」中の偶然な事故によるケガのため、事故の発生日からその日を含めて180日以内に死亡された場合（死亡保険金額の全額を死亡保険金受取人にお支払いします。指定のない場合は法定相続人にお支払いします。）

傷害後遺障害保険金 「学習活動の支援」中の偶然な事故によるケガのため、事故の発生日からその日を含めて180日以内に後遺障害が発生した場合（程度に応じて死亡保険金額の4%～100%の範囲内でそれぞれ定められた保険金をお支払いします。）

傷害入院保険金 「学習活動の支援」中の偶然な事故によるケガのため、入院された場合、傷害入院保険金日額×傷害入院日数をお支払いします。（事故の日からその日を含めて180日以内の入院日数がお支払いの限度）

傷害手術保険金 「学習活動の支援」中の偶然な事故によるケガの治療のため、事故の発生日からその日を含めて180日以内に手術を受けた場合。入院中に受けた手術の場合は、傷害入院保険金日額×10倍、それ以外の手術の場合、傷害入院保険金日額×5倍をお支払いします。（1事故に基づくケガにつき、1回の手術に限ります。）

傷害通院保険金 「学習活動の支援」中の事故によるケガのため、通院された場合。傷害通院保険金日額×傷害通院の日数をお支払いします。（通院しない場合で、骨折等のケガを被った所定の部位を固定するために医師の指示によりギプス等を常時装着したときは、その日数について傷害通院したものとみなします。）（事故発生日からその日を含めて180日以内の通院で、かつ、90日がお支払いの限度となります。）

★ご注意

- ※1. 保険期間内中にお支払いする傷害死亡保険金と傷害後遺障害保険金の合計は、保険金額が限度となります。
- ※2. 傷害入院保険金をお支払いする期間中に通院された場合は、傷害通院保険金を重ねてはお支払いできません。